

＜申請用紙記入の際の注意事項＞（新規の場合）

下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）を記入する際の注意点

- ★「代表者名」、「営業所名及び所在地」については、ふりがなを書いてください。
- ★下水道排水設備工事責任技術者が複数専属している場合は、責任技術者氏名と責任技術者登録番号を人数分記載してください。
- ★提出する書類についてはすべて同じ印を押印してください。
 - ※様式第1号、様式第2号の押印（代表者印、社印など）については統一してください。
 - ※「定款」の写しを提出される場合、原本に相違ないことを記載していただきますが、その押印についても他の提出書類同様に統一してください。

誓約書（様式第2号）を記入する際の確認事項

鳴門市下水道条例第8条第1項第3号とは

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- イ 第14条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの
- エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があつたもの

<提出書類>

申請時に提出する書類	個人として申請される方	法人として申請される方
	・「住民票の写し」	・「定款」の写し ・登記事項証明書
	・下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号） ・誓約書（様式第2号） ・営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第3号） （写真については、外観、内部の状況がわかるもの、最低2枚は貼り付けること） ・「下水道排水設備工事責任技術者証」の写し（複数専属の場合は人数分を提出）	

注：定款の写しには必ず、下記のような記載をお願いします。

（記載例）

この写しは、原本に相違ありません。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所

会社名

代表者名

印

（提出する書類については全て同じ印を押印してください。）

【記入例】

様式第1号(第2条関係)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

下水道排水設備指定工事店指定申請書
(新規・更新)

(宛先)
鳴門市長

押印については全て統一してください。(社印を他の提出書類に押印した場合は社印も。)

申請者	ふりがな 営業所名及び所在地	鳴門市撫養町南浜字東浜170番地 かぶしがいしゃ 〇〇しょうじ なんとえいぎょうしょ 株式会社 〇〇商事 鳴門営業所 電話(088)684-〇〇〇〇		
	ふりがな 代表者氏名	代表取締役 なんと たろう 鳴門 太郎	印	鳴門
責任技術者氏名		徳島 次郎	徳島 三郎	
責任技術者登録番号		〇〇〇〇〇号	〇〇〇〇〇号	

代表者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

〔添付書類〕

- 1 鳴門市下水道条例第7条第3項第1号に規定する書類(様式第2号)
- 2 個人の場合は、住民票の写し
- 3 法人の場合は、定款の写し及び登記事項証明書
- 4 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第3号)
- 5 下水道排水設備工事責任技術者証の写し(複数の場合は人数分)
- 6 指定の更新の場合は、指定工事店証

責任技術者が複数名専属している場合は、人数分記入してください。

(注) 指定の更新の場合には、「営業所名」は「指定工事店名(商号)」と読み替える。

様式第2号（第2条関係）

誓 約 書

下水道排水設備工事指定工事店申請者及びその役員は、鳴門市下水道条例第8条第1項第3号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請者

営業所名

営業所所在地

代表者氏名

(株)〇〇商事 鳴門営業所

鳴門市撫養町南浜字東浜

170番地

代表取締役

鳴門 太郎

鳴 門 市 長 様

押印についてはすべて統一してください。(社印を他の提出書類に押した場合は社印も。)



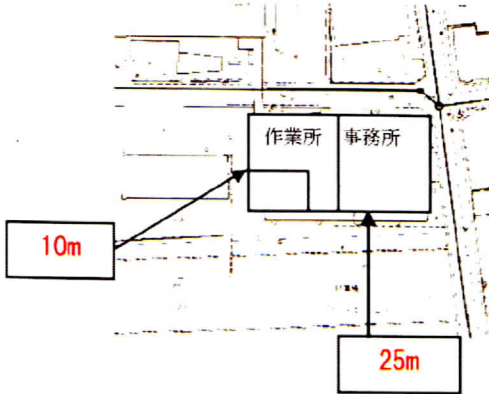
(注) 新規指定の場合以外は、「営業所名」は「指定工事店名(商号)」と、「営業所所在地」は「指定工事店所在地」と読み替える。

様式第3号（第2条関係）

営業所の平面図及び写真並びに付近見取図

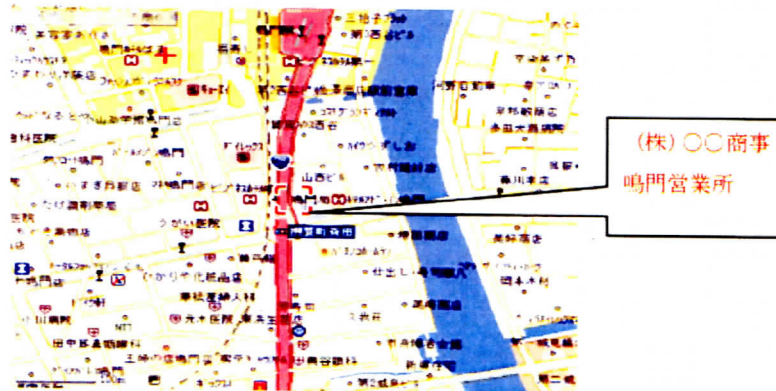
平面図

面積 ○○○.○㎡



付近見取図

JR鳴門線 鳴門駅下車 バス・徒歩 約5分



- (注) 1 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
2 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるもの数枚を添付すること。
3 付近見取図は、最寄りの駅から主な日標を入れてわかりやすく記入すること。
4 新規指定の場合以外は、「営業所」は「指定工事店」と読み替える。

写 真

(外部、内部の複数枚あればよい)